



タマスダレ

松浦会計事務所月報

編集発行人
税理士
行政書士

松浦 寛

事務所 〒652-0806
神戸市兵庫区西柳原町2番2号
TEL 078(685)1111
FAX 078(685)1110

9月

(長月) SEPTEMBER

15日・敬老の日
23日・秋分の日

日	14	28
月	1	15 29
火	2	16 30
水	3	17
木	4	18
金	5	19
土	6	20
日	7	21
月	8	22
火	9	23
水	10	24
木	11	25
金	12	26
土	13	27

9月の税務と労務

- | | | | |
|---------------------------|--------|-------------------------------------|--------|
| 国 税／8月分源泉所得税の納付 | 9月 10日 | 国 税／10月、1月、4月決算法人の消費税等の中間申告（年3回の場合） | 9月 30日 |
| 国 税／7月決算法人の確定申告(法人税・消費税等) | 9月 30日 | | |
| 国 税／1月決算法人の中間申告 | | | |



ワンポイント 新設・引上げ続く「宿泊税」

宿泊税は東京都や大阪府、福岡県、京都市、金沢市など複数の自治体で導入されています。今年に入ってからは常滑市や熱海市などで新設され、札幌市や仙台市、松江市などでも今後導入される予定となっています。また、税額については大阪府では今月から引上げ、京都市では来年3月を目途に引き上げられる予定です。

中小企業の、自然災害への事前対策を税制面で支援する制度が「中小企業防災・減災投資促進税制」です。近年、企業はさまざまなかつらリスクに直面しており、事業を守るために事前の備えが不可欠です。今回は、この制度について詳しく解説します。

備えあれば憂いなし！ 中小企業防災・減災投資促進税制

制度の概要

中小企業防災・減災投資促進税制は、中小企業に自然災害への事前対策の取り組みを促進させることを目的に、平成31年度税制改正で創設されました。

この制度は、青色申告書を提出する中小企業者等のうち、令和9年3月31日までに事業継続力強化計画や連携事業継続力強化計画（※）の認定を受けた中小企業者が、認定を受けた日以後1年を経過する日までに計画に記載された対象設備を取得・事業供用した場合には、特別償却の措置を受けることができる制度です。

特別償却の償却率は、令和7年3月31日までに取得・事業供用した資産については18%でしたが、令和7年4月1日以後に取得・事業供用したものについては16%に引き下げられました。

※ 事業継続力強化計画とは、中企業が自社の災害リスク等を認識し、防災・減災対策の第一歩として取り組むために、必要な項目を盛り込んだもので、現在及び将来的に行う災

害対策などを記載するものです。

また、連携事業継続力強化計画は、これを複数の事業者で策定するものです。

対象設備

中小企業防災・減災投資促進税制の対象となる設備は【下表】に該当するもののうち、計画の認定を受ける際に目標の達成及び内容の実現に資するものであることの確認を受けた設備です。

ただし、消防法や建築基準法に設置が義務づけられている資産や中古資産、所有権移転外リースによる貸付資産は、この制度を適用することができません。また設備の取得等に充てるために国や地方公共団体から補助金等の交付を受けて取得等する設備も対象外になります。

対象設備については度々見直しが行われており、令和5年度税制改正で耐震設備が対象に追加されましたが、令和7年度税制改正では、これまで対象であった感染症対策のために取得等をするサーモグラフィ装置は対象外とされています。

【表】中小企業防災・減災投資促進税制の対象設備

経済産業省資料より

種類 (取得価額要件)	用途又は細目
機械及び装置 (100万円以上)	自家発電設備、浄水装置、揚水ポンプ、排水ポンプ、耐震・制震・免震装置等（これらと同等に、自然災害の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有するものを含む）
器具及び備品 (30万円以上)	自然災害の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有する全ての設備
建物附属設備 (60万円以上)	自家発電設備、キュービクル式高圧受電設備、変圧器、配電設備、電力供給自動制御システム、照明設備、無停電電源装置、貯水タンク、浄水装置、排水ポンプ、揚水ポンプ、格納式避難設備、止水板、耐震・制震・免震装置、架台（対象設備をかさ上げするために取得等するものに限る）、防水シャッター等（これらと同等に、自然災害の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有するものを含む）

適用を受けるための手続き。

中小企業防災・減災投資促進税制を受けるためには、まず事業継続力強化計画または連携事業継続力強化計画を作成し、認定の申請をします。経済産業大臣の認定を受けた後1年以内に、対象となる設備を取得・事業供用します。

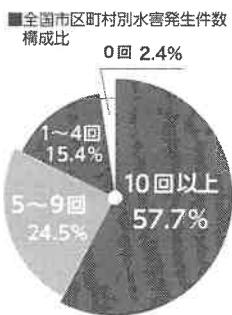
そして、取得・事業供用した事業年度の確定申告で、制度の適用を受ける旨の申告を行います。確定申告書には、償却限度額の計算明細書を添付します。

中小企業を取り巻くリスク。

集中豪雨や河川の氾濫といった水害や地震など、中小企業を取り巻くリスクは、近年増加しています。

雨が多い日本では、毎年のように全国のどこかで大雨による河川の氾濫など水害が発生しています。平成23年から令和2年までの10年間に全国の約97%の市区町村で水害が発生し、10年間で10回以上の水害が発生している市区町村は57.7%もあります。【下図参照】

中小企業庁・中小機構資料より



平成23年～令和2年の間に約97%の市区町村で水害が発生

■ 水害・土砂災害が10回以上の市町村：1005市区町村	57.7%
■ 水害・土砂災害が5~9回の市町村：427市区町村	24.5%
■ 水害・土砂災害が1~4回の市町村：268市区町村	15.4%
□ 水害(河川)が0回の市町村：41市区町村	2.4%

(令和元年末 全市区町村数)：1,741市区町村(100%)

事前対策の有効性

中小企業強靭化研究会が平成31年に取りまとめた報告によると、BCP(事業継続計画)や事前対策を行っていた企業は、災害が発生してから生産開始までの期間が平均で13日だったのに対し、BCPや事前対策を実施していないかった企業は、平均で41日かかっています。また、

営業停止期間と取引先数減少の割合の相関関係をみると、営業停止期間が長いほど、多くの取引先を失っています。このことから、事前対策を行つておくことが、災害発生から早期に事業を復旧させるのに重要なことであるといえます。

事業継続力強化計画の認定。

事業継続力強化計画を策定するためには、まず事業継続力強化を図る目的を検討することが重要です。そして、ハザードマップ等を活用しながら灾害等のリスクの確認・認識をし、灾害等が発生した直後の初動対応や、ヒト・モノ・カネ・情報への影響を踏まえた事前対策を検討し

ます。事業継続力の強化は計画だけではなく、平時の取組(訓練)が大切ですので、平時の体制についても検討します。

これらの内容に加えて、導入を予定している設備の詳細や、事業継続力強化の実施に必要な資金の使途・調達方法・金額などを記載した事業継続力強化計画を作成し、経済産業大臣に申請をします。計画の審査には、だいたい45日くらいかかるようです。



居住用の区分所有財産の 相続税評価

土地や建物の評価方法は国税庁の通達によって定められていますが、マンションについては相続税評価額と市場価格との乖離が激しく、高層マンションを購入することによって節税をするケースが散見されました。そこで令和6年1月1日以後に相続・遺贈や贈与により取得したいわゆる分譲マンションについては、評価方法が変わりました。

新しい評価方法は、従来の区分所有権の
価額や敷地利用権の価額に、区分所有補正
率を乗じた価額になります。区分所有補正
率は、①評価乖離率→②評価水準→③区分
所有補正率の順に計算します。

評価乖離率は、次の計算式で計算します。

評価乖離率 = A + B + C + D + 3.220

A : 一棟の区分所有建物の築年数 × △0.033
B : 一棟の区分所有建物の総階数指数 ×

0.239(総階数指標は総階数 ÷ 33)

C : 一室の区分所有権等に係る専有部分の所在階 × 0.018

D：一室の区分所有権等に係る敷地持分狭小度×△1.195
敷地持分狭小度＝敷地利用権の面積：専有部分の面積

評価乖離率を求めたら、 $1 \div$ 評価乖離率を計算して、評価水準を求めます。最後に、評価水準の区分に応じて、区分所有補正率を計算します。

区分	区分所有補正率
評価水準<0.6	評価乖離率×0.6
0.6≤評価水準≤1	補正なし
1<評価水準	評価乖離率

なお、一棟所有の賃貸マンションなどのように区分建物の登記がされていないものや、総階数2以下の低層の集合住宅、いわゆる二世帯住宅などは、この評価方法の適用はありません。

9目の税務 ピックアップ

源泉所得税の納付

今回は、毎月行われる税務手続きのひとつである、源泉所得税の納付について取り上げます。

給与などの支払いをした際に所得税や復興特別所得税（以下「所得税等」）を源泉徴収した場合、支払いをした月の翌月10日までに、源泉徴収した所得税等を納めなければいけません。なお、給与の支給人員が常時10人未満である場合は、半年分をまとめて納めることができる特例があります。この特例の適用を受けるためには、申請書を税務署に提出する必要があります。

原稿料や講師料といった報酬などを支払った際に源泉徴収した所得税等については、特例の適用が受けられる場合でも、支払いをした月の翌月10日までに納める必要があります。納付期限に遅れた場合には、不納付加算税などかかる場合がありますので、注意しましょう。

教育資金の一括贈与
～贈与者が死亡した場合～

教育資金の一括贈与は、祖父母などの直系尊属から孫などの教育資金に充てるために、金融機関等との契約に基づいて信託受益権を取得するなどをした場合、教育資金非課税申告書を提出することにより、贈与税が非課税になる制度です。

契約期間中に贈与者が死亡した場合には、受贈者が23歳未満

である場合や学校等に在学中の場合などを除き、一定の金額を相続等によって取得したものとみなされます。これは平成31年4月1日から令和3年3月31日までの贈与で贈与者の死亡前3年以内の取得と、令和3年4月1日以後の贈与について適用されます。また、令和3年4月1日以後の贈与については、受贈者が贈与者の子以外（孫など）の者である場合は、相続税額の2割加算の適用があります。